杉並区告示第 575 号

特別区道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、変更した区域の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年 11 月 12 日から2週間、都市整備部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年 11 月 12 日

（道路管理者）
杉並区長　　岸本　聡子

記

1　道路の種類　　特別区道
2　路　線　名　　第 451 号路線の一部
3　供用開始の時期　　令和8年 11 月 12 日
4　道路の区域　　（拡幅）

区　　間	新旧の別	幅　員（m）	延　長（m）	備　考
堀ノ内三丁目 16 番	新	2.91～4.00	15.71	
同　上	旧	1.82～3.92	―――	